JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

管理者・処理者間の標準契約条項に関する2021年6月4日付欧州委員会実施決定（EU）2021/915
（参考和訳）

2021年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部

本レポートの利用についての注意事項

本資料は、EUの一般データ保護規則（GDPR）で利用される管理者・処理者間の標準契約条項（SCC、Standard Contractual Clauses）に関する現地法律の参考和訳です。翻訳であるため、記載内容の補足や解釈をジェトロで加えることはできませんので、参考資料としてご利用願います。実際に利用する際には、法律の原文を確認いただくと共に、別途専門家からの助言を受けてください。

参考和訳

欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679第28条第7項ならびに欧州議会および理事会の規則（EU）2018/1725第29条第7項に基づく管理者・処理者間の標準契約条項に関する
2021年6月4日付
欧州委員会実施決定（EU）2021/915
（EEA関連のテキスト）

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に関して、

個人データの処理および当該データの自由な移動に関する自然人の保護ならびに指令95/46/ECを廃止することに関する2016年4月27日付の欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679（**GDPR**: General Data Protection Regulation）（一般データ保護規則）([1])、特にGDPR第28条第7項に関して、

EU機関、団体、事務所および当局による個人データの処理ならびに当該データの自由移転に関する自然人の保護、ならびに規則（EC）No 45/2001および決定No 1247/2002/ECを廃止することについての2018年10月23日付欧州議会および理事会規則（EU） 2018/1725（**EUDPR**）([2])、特にEUDPR第29条第7項に関して、

一方で、

（1） 管理者および処理者の概念は GDPR および EUDPR の適用において重要な役割を果たす。管理者は、単独であるいは他者と共同で、個人データの処理の目的と手段を決定する、自然人または法人、公的機関、当局または他の団体をいう。EUDPR の目的では、管理者は、単独でまたは他者と共同で、個人データの処理の目的および手段を決定する、EU 機関または団体、もしくは総局または他の組織主体を意味する。当該処理の目的および手段が特定の EU 法によって決定されている場合には、当該管理者または管理者の指名の特定の基準が EU によって提供され得る。処理者は、当該管理者を代理して個人データを処理する自然人または法人、公的機関、当局または他の団体である。

（2） 管理者・処理者間の関係については、GDPR の適用を受けるときと、EUDPR の適用を受けるときと同じセットの標準契約条項が適用されるべきである。これは、EU 全体で個人データ保護および EU における個人データの自由な移動に対する首尾一貫したアプローチを採るため、加盟国における公的部門に適用される GDPR 上のデータ保護のルールと、EU 機関、団体、事務所および当局に適用される EUDPR 上のデータ保護のルールは相互にできる限り足並みを揃えてきたためである。

（3） GDPR および EUDPR の要件への遵守を確保するため、処理者に対し処理業務を委託する場合には、管理者は、処理のセキュリティを含む GDPR および EUDPR の要件を満たす技術的および組織上の措置を実行するため、特に、専門知識、信頼性および要員の点で、十分な保証を提供する処理者のみを使用するべきである。

（4） 処理者による処理は、管理者に関しては当該処理者を拘束し、GDPR 第 28 条第 3 項・第 4 項または EUDPR 第 29 条第 3 項・第 4 項に列記された要素を規定する EU 法または加盟国法の下での契約もしくは他の法律行為に準拠することになる。当該契約または法律行為は、電子的方法を含む書面である必要がある。

([1]) OJ L 119, 4.5.2016, p. 1.
([2]) OJ L 295, 21.11.2018, p. 39.

(5) GDPR 第 28 条第 6 項および EUDPR 第 29 条第 6 項に従って、管理者および処理者は、GDPR 第 28 条第 3 項・第 4 項または EUDPR 第 29 条第 3 項・第 4 項にそれぞれ規定される強制的要素を含む個別の契約を交渉するか、もしくは、GDPR 第 28 条第 7 項および EUDPR 第 29 条第 7 項に従って欧州委員会によって採択された標準契約条項の全部または一部を使用することを選択することができる。

(6) 管理者および処理者は、本決定中の標準契約条項をより広い契約の中に含めたり、他の条項や追加の保護措置を、それらが直接または間接に当該標準契約条項と矛盾せず、データ主体の基本的権利または自由を侵害しない限り、追加することが自由にできるべきである。

(7) 標準契約条項は、実質的なおよび手続的なルールの両方を包含すべきである。また、GDPR 第 28 条第 3 項および EUDPR 第 29 条第 3 項に基づいて、標準契約条項は、管理者および処理者が、処理の主題および期間、処理の性質および目的、関係する個人データの類型、データ主体のカテゴリ、ならびに当該管理者の義務および権利を設定することを義務付けるべきである。

(8) GDPR 第 28 条第 3 項および EUDPR 第 29 条第 3 項に従って、処理者は、管理者の指示が GDPR または EUDPR もしくは他の EU または加盟国のデータ保護条項に違反するという見解である場合には、当該管理者に即時に報せなければならない。

(9) 処理者が個別の業務を実行するために他の処理者の助力を求める場合、GDPR 第 28 条第 2 項・第 4 項または EUDPR 第 29 条第 2 項・第 4 項において規定される個別の要件も適用される。特に、事前の個別のまたは一般的な書面による承認が義務付けられる。当該事前の承認が個別的か一般的かにかかわらず、第一の処理者は他の処理者のリストを最新のものとするべきである。

(10) GDPR 第 46 条第 1 項の要件を充足するため、欧州委員会は GDPR 第 46 条第 2 項第(c)号に従う標準契約条項を採択した。また、当該条項は、GDPR の適用を受ける管理者から GDPR の地理的適用範囲の外の処理者へのデータ移転、もしくは GDPR の適用を受ける処理者から GDPR の地理的範囲の外の復処理者へのデータ移転についても、GDPR 第 28 条第 3 項・第 4 項の要件を充足するものである。当該標準契約条項は、GDPR 第 V 章の目的での標準契約条項として用いることはできない。

(11) 第三者は、契約のライフサイクルを通じて標準契約条項の当事者となることができるべきである。

(12) 標準契約条項の運用は、GDPR 第 97 条に規定される GDPR の定期評価の副次的なものとして、評価されるべきである。

(13) 欧州データ保護監督官および欧州データ保護会議は EUDPR 第 42 条第 1 項・第 2 項に従って諮問を受け、本決定の準備においても考慮された共同意見を 2021 年 1 月 14 日に発表した([3])。

(14) 本決定において規定される措置は、GDPR 第 93 条および EUDPR 第 96 条第 2 項の下で設置される委員会の意見に一致する。

([3]) GDPR第28条第7項およびEUDPR第29条第7項に言及される事項に関する管理者・処理者間の標準契約条項に関する欧州委員会の実施決定についての欧州データ保護会議・欧州データ保護監督官の共同意見1/2021

本決定を採択した。

第1条

ANNEX に規定されている標準契約条項は、GDPR 第 28 条第 3 項・第 4 項および EUDPR 第 29 条第 3 項・第 4 項の管理者・処理者間の契約上の要件を満たす。

第2条

ANNEX に規定されている標準契約条項は、管理者と管理者の代理として個人データを処理する処理者との間の契約で使用できる。

第3条

欧州委員会は、GDPR 第 97 条に規定される定期評価の一環として、利用可能なすべての情報に基づき、ANNEX に規定される標準契約条項の実務上の適用を評価するものとする。

第4条

本決定は、EU官報で公示された日から20日後に発効する。

2021年6月4日、ブリュッセルにて

欧州委員会を代表して
委員長
ウルズラ・フォン・デア・ライエン

参考和訳

ANNEX

処理契約SCC決定条項

SECTION I

Clause 1

目的と範囲

(a) これらの標準契約条項（以下「本条項」という）の目的は、以下のオプションを確実に遵守することである。[該当するオプションを選択：オプション 1：個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則第 28 条第 3 項および第 4 項] / [オプション 2：EU 機関、機構、事務所、組織による個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会および理事会の規則（EU）2018/1725 第 29 条第 3 項および第 4 項]

(b) ANNEX I に記載された管理者および処理者は、GDPR 第 28 条第 3 項および第 4 項、および/または規則（EU）2018/1725 第 29 条第 3 項および第 4 項を確実に遵守するため、本条項に合意した。

(c) 本条項は、ANNEX II に定める個人データの移転に適用される。

(d) ANNEX I ないし IV は本条項の不可欠な部分である。

(e) 本条項は、管理者が GDPR および/または規則(EU)2018/1725 に基づく義務の対象となることを侵害するものではない。

(f) 本条項は、単独では、GDPR 第 V 章および/または規則(EU)2018/1725 に従う国際的な移転に関連する義務の遵守を確保することはできない。

Clause 2

本条項の効果と不変性

(a) 当事者は、ANNEX に情報を追加したり、ANNEX 内の情報を更新したりすることを除き、本条項を変更しないことを約束する。

(b) これは、当事者が、本条項に定められる標準契約条項をより広範な契約に含めること、または他の条項または追加の保護措置を追加することを妨げない。但し、それらが直接的または間接的に本条項と矛盾したり、データ主体の基本的権利または自由を損なったりしない場合とする。

Clause 3

解釈

(a) 本条項が GDPR または規則(EU)2018/1725 で定義された用語を使用している場合、それらの用語は同規則で定義されたものと同じ意味を持つものとする。

(b) 第(a)号は、GDPR に基づくデータ主体の権利を害するものではない。本条項は、GDPR または規則（EU）2018/1725 に照らして読み、解釈されるものとする。

(c) 本条項は、GDPR または規則(EU)2018/1725 で定められる権利および義務に反する方法、またはデータ主体の基本的な権利または自由を侵害する方法で解釈されてはならない。

Clause 4

階層

本条項と、本条項が合意された時点で、またはその後に締結された時点で存在する両当事者間の関連する合意の条項との間に矛盾が生じた場合、本条項が優先されるものとする。

Clause 5– オプション

ドッキング条項

(a) 本条項の当事者でない法的主体は、すべての当事者の合意があれば、ANNEX に記入し ANNEX I に署名することにより、管理者または処理者として、いつでも本条項に加入することができる。

(b) 第(a)号の ANNEX に記入し署名した後、加入法的主体は本条項の当事者として扱われ、ANNEX I の指定に従って管理者または処理者の権利および義務を有するものとする。

(c) 加入法的主体は、当事者になる以前の期間は本条項に起因する権利または義務を有しないものとする。

Section II - 当事者の義務

Clause 6

処理の説明

処理業務の詳細、特に個人データのカテゴリ、および管理者の代わりに個人データを処理するという処理の目的は、ANNEX IIに規定されている。

Clause 7

当事者の義務

7.1. 指示

(a) 処理者は、処理者が対象となる EU または加盟国の法律によって義務付けられている場合を除き、管理者からの文書化された指示よってのみ個人データを処理するものとする。この場合、公共の利益を重要な根拠として法が禁止していない限り、処理者は処理前にその法的要件を管理者に通知するものとする。個人データの処理期間中に管理者から後続の指示も与えられる場合がある。これらの指示は常に文書化される。

(b) 管理者からの指示が GDPR、規則(EU)2018/1725、または該当する EU または加盟国のデータ保護規定を侵害していると処理者が判断した場合、処理者は直ちに管理者に通知するものとする。

7.2. 目的の制限

処理者は、管理者から追加の指示を受けない限り、ANNEX II に規定されている通り、処理の特定の目的のためにのみ個人データを処理するものとする。

7.3. 個人データ処理の期間

処理者による処理は、ANNEX IIに規定された期間のみ行われるものとする。

7.4. 処理のセキュリティ

(a) 処理者は、個人データのセキュリティを確保するため、少なくとも ANNEX III に規定された技術的および組織的措置を実施するものとする。これには、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、無権限の開示またはアクセス（個人データ侵害）につながるセキュリティ侵害に対するデータの保護を含む。適切なセキュリティレベルを評価する際には、当事者は、最先端技術、実施コスト、処理の性質・範囲・文脈および目的、ならびにデータ主体に関連するリスクを十分に考慮するものとする。

(b) 処理者は、契約の実施、管理および監視のために厳密に必要な範囲内でのみ、その人員にデータへのアクセスを許可するものとする。処理者は、受信した個人データを処理する権限を与えられた者が自ら守秘義務を負うか、または適切な法的義務の下にあることを確保するものとする。

7.5. センシティブデータ

処理するデータに人種や民族的出自、政治的意見、宗教的・哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別する目的のための遺伝的・生体認証データ、健康状態や性生活・性的指向に関するデータ、犯罪歴や犯罪に関するデータ（「センシティブデータ」）が含まれる場合、処理者は、特定の制限および/または追加の保護措置を適用するものとする。

7.6. 文書および遵守

(a) 当事者は、本条項の遵守を証明できるものとする。

(b) 処理者は、本条項に基づくデータ処理に関する管理者からの問い合わせに迅速かつ適切に対応するものとする。

(c) 処理者は、本条項に定められた、および GDPR および/または規則(EU)2018/1725 から直接生ずる義務の遵守に必要なすべての情報を管理者に提供するものとする。また、管理者の要求に応じて、処理者は、合理的な間隔でまたは不遵守の兆候がある場合には、本条項の対象となる処理活動の監査を許可し、これに貢献するものとする。審査または監査を決定する際、管理者は、処理者が保有する関連証明書を考慮に入れることができる。

(d) 管理者は、自ら監査を実施するか、独立監査人に監査を委託するかを選択することができる。監査は、処理者の敷地内または物理的施設での検査を含むことができ、必要に応じて、合理的な通知をした上で実施されるものとする。

(e) 当事者は、要求に応じて、管轄監督当局が監査の結果を含む本条項に定める情報を利用できるようにする。

7.7. 復処理者の使用

(a) オプション 1:事前の特定承認:処理者は、事前に管理者からの書面による承認を受けずに、本条項に基づいて処理者の代わりに実行された処理活動を復処理者に再委託しないものとする。処理者は、該当する復処理者と契約する少なくとも[期間を指定]前に、管理者が承認を決定する際に必要な情報とともに、個別の承認要求を提出するものとする。管理者によって許可されている復処理者一覧は、ANNEX IV に記載されている。両当事者は、ANNEX IV を最新の状態に維持するものとする。

オプション 2:一般的な書面による承認:処理者は、復処理者との契約について管理者の一般的な承認を得ている。処理者は、復処理者を追加または交換することによって、リストに意図された変更が生じる場合は、少なくとも[期間を指定]前に、それを管理者に具体的に書面で通知する必要がある。これにより、管理者は、当該復処理者との契約前に、そのような変更に異議を唱える機会を得ることができる。処理者は、管理者が異議を唱える権利を行使するのに必要な情報を管理者に提供するものとする。

(b) 処理者が(管理者に代わって)特定の処理活動を行うために復処理者を関与させる場合、本条項によってデータ処理者に課せられるものと同じデータ保護義務を実質的に課す契約によってこれを行うものとする。処理者は、本条項および GDPR および/または規則(EU)2018/1725 に基づき処理者が負う義務について、復処理者がこれを遵守していることを確保するものとする。

(c) 管理者の要求に応じて、処理者はそのような復処理者契約の写しおよびその後の修正版を管理者に提供するものとする。企業秘密または個人データを含むその他の機密情報を保護するために必要な範囲で、処理者は写しを共有する前に契約書の本文を修正することができるものとする。

(d) 処理者は、処理者との契約に基づく復処理者の義務の履行について、管理者に対して完全な責任を負うものとする。処理者は、復処理者による契約上の義務の不履行が発生した場合は、管理者にそれを通知するものとする。

(e) 処理者は、処理者が事実上姿を消した、法律上存在しなくなった、または破産した場合に、管理者が復処理者契約を終了し個人データを削除または返却するように復処理者に指示する権利を有する第三者受益条項を締結するものとする。

7.8. 国際的な移転

(a) 処理者による第三国または国際機関へのデータ移転は、管理者からの文書化された指示に基づいて、または処理者が対象となる EU または加盟国の法律に基づく特定の要件を満たすためにのみ行われ、GDPR 第 V 章または規則(EU)2018/1725 に基づいて実施するものとする。

(b) 管理者は、処理者が(管理者に代わって)特定の処理活動を行うために第 7.7 項に従って復処理者を関与させ、これら処理活動が GDPR 第 V 章の意義の範囲内で個人データの移転に関わる場合、欧州委員会が GDPR 第 46 条第 2 項に従って採択した標準契約条項を用いて、処理者および復処理者が GDPR 第 V 章の遵守を確保できることに合意する。但しこれら標準契約条項の使用条件が満たされている場合とする。

Clause 8

管理者への支援

(a) 処理者は、データ主体から受け取った要求を速やかに管理者に通知するものとする。管理者によって承認されていない限り、要求自体に応答しないものとする。

(b) 処理者は、処理の性質を考慮して、データ主体からの権利行使の要求に対応する義務を果たすために、管理者を支援するものとする。第(a)号および第(b)号に従ってその義務を果たすために、処理者は管理者の指示に従うものとする。

(c) 処理者は、Clause 8(b)に従って管理者を支援する義務に加えて、データ処理の性質および処理者に提供される情報を考慮して、管理者が以下の義務を確実に遵守できるようさらに支援するものとする。

(1) 処理のカテゴリが自然人の権利および自由に高いリスクをもたらす可能性のある場合に、想定された処理業務が個人データの保護に与える影響(「データ保護影響評価」)について評価を実施する義務。

(2) データ保護影響評価が、管理者がリスク軽減の措置を講じておらず処理が高いリスクをもたらすと示している場合に、処理前に管轄監督当局に相談する義務。

(3) 処理者が処理中の個人データが不正確であること、または古くなっていることを認識した場合に、遅滞なく管理者に通知し、個人データが正確かつ最新であることを確保する義務。

(4) [オプション1]GDPR第32条/[オプション2]規則(EU)2018/1725第33、36～38条に規定された義務。

(d) 当事者は、本条項の適用において管理者を支援するよう処理者に義務づける適切な技術的および組織的措置、ならびに必要な支援の範囲をANNEX IIIに規定するものとする。

Clause 9

個人データ侵害の通知

個人データ侵害が発生した場合、処理者は、管理者がGDPR第33条および第34条、または規則(EU)2018/1725第33条および第34条に基づく義務を遵守するよう、(該当する場合)処理の性質および処理者に提供される情報を考慮に入れて、管理者と協力し、支援するものとする。

9.1. 管理者が処理したデータに関するデータ侵害

管理者が処理したデータに関する個人データ侵害が発生した場合、処理者は管理者に以下の支援を行うものとする。

(a) 管轄監督当局への個人データ侵害の通知。該当する場合、管理者は認識したら不当な遅滞なく通知すること。/ (個人データ侵害が自然人の権利および自由にリスクをもたらす可能性が低い場合を除く)

(b) 以下の情報の取得。[オプション 1]GDPR 第 33 条第 3 項/[オプション 2]規則(EU)2018/1725 第 34 条第 3 項に従って、管理者の通知に記載する必要があり、少なくとも次の情報を含めるものとする。

(1) 個人データの性質。可能な場合には、当該データ主体のカテゴリおよび概数、ならびに当該個人データ記録のカテゴリおよび概数を記載する。

(2) 個人データ侵害の起こりうる結果。

(3) 該当する場合は、潜在的な悪影響を軽減するための措置を含む、個人データ侵害に対処するために管理者が講じた措置または提案した措置。

同時にこれらの情報をすべて提供できない場合、その時点で入手可能な情報を最初の通知に含め、その後、入手可能になった時点で追加の情報を不当な遅滞なく提供するものとする。

(c) 個人データ侵害が自然人の権利や自由に高いリスクをもたらす可能性がある場合、[オプション 1]GDPR 第 34 条/[オプション 2]規則(EU)2018/1725 第 35 条に従って、個人データ侵害をデータ主体に不当な遅滞なく通知する義務の遵守。

9.2. 処理者が処理したデータに関するデータ侵害

処理者が処理したデータに関する個人データ侵害が発生した場合、処理者は侵害を認識した後、不当な遅滞なく管理者に通知するものとする。このような通知には、少なくとも次のものを含むこと。

(a) 違反の性質の説明（可能な場合には、当該データ主体および当該データ記録のカテゴリおよび概数を含むこと。）

(b) 個人データ侵害に関するより多くの情報を得ることができる連絡先の詳細

(c) 起こりうる結果、およびその潜在的な悪影響を軽減する措置を含む、侵害に対処するために講じられた措置または提案された措置。

同時にこれらの情報をすべて提供できない場合、その時点で入手可能な情報を最初の通知に含め、その後、入手可能になった時点で追加の情報を不当な遅滞なく提供するものとする。

当事者は、[オプション 1]GDPR 第 33 条および第 34 条/[オプション 2]規則(EU)2018/1725 第 34 条および第 35 条に基づく管理者の義務を管理者が遵守するよう支援する際に、処理者が提供するその他すべての要素を ANNEX III に規定するものとする。

Section III

最終条項

Clause 10

本条項への不遵守および終了

(a) GDPR および/または規則（EU）2018/1725 条項に影響を与えることなく、処理者が本条項に基づく義務に違反している場合、処理者が本条項に遵守するか契約が終了するまで、管理者は処理者に個人データの処理を停止するよう指示するものとする。処理者は、いかなる理由であっても、本条項に従うことができない場合は、速やかに管理者に通知するものとする。

(b) 次の場合には、管理者は、本条項に基づく個人データの処理に関する契約を終了する権利を有するものとする。

(1) 管理者が、第(a)号に従って処理者による個人データの処理を停止しており、本条項への準拠が合理的な時間内および停止後 1 か月以内に回復されていない場合

(2) 処理者が、本条項または GDPR および/または規則(EU)2018/1725 に基づく義務に実質的にまたは永続的に違反している場合

(3) 処理者が、本条項または GDPR および/または規則(EU)2018/1725 に基づく義務に関して、管轄裁判所または管轄監督当局の拘束力のある決定を遵守しない場合

(c) 処理者は、管理者の指示が Clause 7.1(b)に基づく当該法的要件を侵害していると管理者に通知した後に、管理者が指示に従うよう主張する場合、本条項に基づく個人データの処理に関する契約を終了する権利を有するものとする。

(d) 契約終了後、処理者は、管理者の選択により、管理者に代わって処理したすべての個人データを削除し、管理者に処理したことを証明するか、またはすべての個人データを管理者に返却し、既存の写しを削除するものとする。但し、EU または加盟国の法律によって個人データの保管が義務付けられている場合を除く。データが削除または返却されるまで、処理者は本条項の遵守を確保し続けるものとする。

参考和訳

ANNEX I

当事者のリスト

管理者:[管理者の識別情報および連絡先情報、該当する場合は、管理者のデータ保護責任者]

1. 名前:……..

住所:……..

担当者の名前、役職、連絡先情報:……..

署名および加盟日:……

2.

. . . . . .

処理者:[処理者の識別情報および連絡先情報、および該当する場合は、処理者のデータ保護責任者]

1. 名前:……..

住所:……..

担当者の名前、役職、連絡先情報:……..

署名および加盟日:……

2.

. . . . . .

参考和訳

ANNEX II

処理の説明

個人データが処理されるデータ主体のカテゴリ

. . . . . .

処理される個人データのカテゴリ

. . . . . .

処理されるセンシティブデータ（該当する場合）、および、目的の厳密な制限、アクセス制限（専門の研修を受けた人員のみにアクセスを許可する等）、データへのアクセス記録の保持、再移転に対する制限、追加のセキュリティ措置を含む、データの性質および関連するリスクを完全に考慮した適用制限または保護措置。

. . . . . .

処理の性質

. . . . . .

管理者に代わって個人データを処理する目的

. . . . . .

処理の期間

. . . . . .

. . . . . .

（復）処理者が処理する場合は、処理の対象事項、性質、および期間も指定する

.

参考和訳

ANNEX III

データのセキュリティを確保するための技術的および組織上の措置を含む、技術的および組織上の措置

注釈：

技術的および組織上の措置は、一般的ではなく、具体的に記述する必要がある。

処理者が行う技術的および組織上のセキュリティ対策（関連する証明を含む）の説明は、処理の性質、範囲、文脈および目的、ならびに自然人の権利および自由に対するリスクを考慮し、適切なレベルのセキュリティを確保するものとする。

可能な措置例：

個人データを仮名化および暗号化する措置

処理システムおよびサービスの継続的な機密性、完全性、可用性、および回復性を確保する措置

物理または技術的なインシデントが発生した場合に、適時な態様で、個人データの可用性およびそれに対するアクセスを復旧する能力を確保する措置

処理の安全性を確保するための技術上および組織上の措置の有効性の定期的なテスト、評価および評定を行うプロセス

ユーザー識別および承認のための措置

送信中のデータを保護するための措置

保存中のデータを保護するための措置

個人データが処理される場所での物理的な安全性を確保するための措置

イベントログを確保するための措置

デフォルト設定を含む、システム設定を確保するための措置

内部 IT および IT セキュリティ統制および管理のための措置

取扱および製品の証明/保障のための措置

データ最小化を確保するための措置

データ品質を確保するための措置

限られたデータ保持を確保するための措置

説明責任を確保するための措置

データのポータビリティを可能にし、ならびにデータ削除を確保するための措置

（復）処理者への移転については、（復）処理者が管理者に支援を提供するために取るべき具体的な技術的および組織上の措置についても記述する。

処理者が管理者に支援を提供するために取るべき具体的な技術的および組織上の措置についての説明。

参考和訳

ANNEX IV

復処理者一覧

注釈:

この ANNEX は、復処理者に個別の承認（第 7.7 項(a)オプション 1）を与える場合に記入する必要がある。

管理者は、次の復処理者の使用を承認する。

1. 名前:……

住所:……

担当者の名前、役職、連絡先情報:……

処理の説明（複数の復処理者を承認する場合、責任の所在を明確に記載すること）:

……

2. ……

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシアCIS課
〒107-6006 東京都港区赤坂1－12－32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp